

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 28 号)平成 20 年 1 月 1 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹賀新年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

本年はネズミ年ですが、我が家の長男翔と二男駿は共に子年生まれの年男です。つまり、第一子と末っ子で一周り年が離れているということになります。末っ子の駿は、まだ小学生であり、半分、孫のような感じがしておりますが、一人前になるまで私が元気でいられるかどうか心配です。

さて、昨年は 3 月 12 日にシェットランドシープドッグのマリオ（雄）が亡くなりました。平成 4 年 6 月 20 日生まれでしたから、15 歳を目前にして、この世を去ったことになります。しばらくは、犬を飼う気になりませんでした。12 月 23 日、駿と二人で広島のパペットショップを覗いたところ、シェットランドシープドッグの子犬（雄）がいたので、衝動買いしてしまいました。ぬいぐるみが動いているように可愛かったからです。ハリーと名付けました。喜ぶかと思って、妻にクリスマスプレゼントだと言ったところ、世話が大変だと、逆に怒ってしまいました。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

監査役について

昨年 5 月 1 日の会社法施行により株式会社には、必ずしも監査役を置かなくてもよくなりましたが、それまであった株式会社は定款変更をして監査役制度を廃止しない限り、従来どおり監査役を置かなければなりません。そのため、零細な株式会社では、取締役を 3 名揃えた上に、監査役まで探さなければならず、大変な負担になっていました。ここで注意しなければならないのは、監査役は取締役を兼務することができないだけでなく、従業員であってはならないという点です。法令遵守が叫ばれている時代においては、監査役不適格者を監査役に選任しないよう注意して下さい。

では、監査役制度を廃止すればいいかというと、それも簡単にはいきません。従来の株式会社には取締役会がありましたが、取締役会を置いている株式会社は必ず監査役を置かなければならないので、監査役制度を廃止するためには、取締役会制度も同時に廃止しなければなりません。ところが、監査役制度や取締役会制度は登記されていますので、監査役制度を廃止するためには、1,取締役会制度の廃止、2,監査役会制度の廃止及び、3,監査役の退任の 3 個の登記をしなければなりません。そればかりか、監査役制度を廃止できるのは株式の譲渡について会社の承認を要する会社だけですが、従来の株式会社では承認をするのは取締役会とされていたので、監査役を廃止するには、4,この承認する機関を取締役会以外の機関、例えば株主総会に変更する登記もしなければなりません。この登記の際に納める収入印紙だけで 7 万円がかかります。

こうした事情から、監査役制度を廃止したいにも関わらず、それができずに、監査役を探すのに苦勞している会社が多いのが原状です。